

毎週火、金曜日発行（但休日に当り、きは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示 目次

ひな白痢検査の実施  
ピロプラズマ病検査等の実施  
健康保険法の規定による保険薬剤師の登録  
ピロプラズマ病検査等の実施  
建設業者の登録

土地改良区の設立認可  
土地改良区の役員の就任  
◆教委告示 臨時教育委員会の招集  
◆公安告示 風俗営業取締法の規定による聴聞会の開催

◆公告 昭和三十六年度保母試験合格者  
昭和三十六年度クローニング師試験合格者  
◆正誤 昭和三十六年八月八日付鳥取県訓令第八号中  
訂正

## 告示

### 鳥取県告示第五百三十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
  - 二 実施の区域 別表のとおり及び場所
  - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏、種鶏及び同一構内で飼育する鶏
  - 四 実施の期日 別表のとおり
  - 五 注射、検査及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法
- 別表

実施期日 実施区域 実施場所

九月二十五日	気高郡気高町下石	佐藤種鶏場
" 二十六日	" 青谷町吉川	後藤勲
" 二十七	" 亀尻	後藤昌
" 二十八日	" 気高町山宮	平尾
" 二十九日	" 会下	久野
" 二十九日	" 重高	大谷
" 二十九日	" 青谷町小畑	片山
" 二十九日	" 紙屋	中宇地
" 二十九日	" 紙屋	長田

鳥取県告示第五百三十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査並びにダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり及び場所
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法  
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査  
ダニ駆除 B・H・C 撒布

別表

実施期日	実施区域	実施場所
九月二十六日	八頭郡智頭町土師区	埴師家畜検診場
" 二十七日	" "	" "
" 二十八日	" 那岐区	野原
" 二十九日	" 山郷区	山郷
" 三十日	" 智頭区	智頭
十月 二日	" 富沢区	富沢

鳥取県告示第五百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号	登録年月日
----	----	-------	-------

山家誠夫	米子市錦町二丁目九〇 金田方	鳥薬一三二一	昭和三六、九、一
------	----------------	--------	----------

鳥取県告示第五百三十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査並びにダニ駆除及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者

に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病並びにひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり及び場所
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
ピロプラズマ病検査  
牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法  
ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査  
ダニ 駆 除……B・H・C 撒布  
ひな白痢病検査……ひな白痢急速診断法



登録番号 登録年月日 名 称 主たる営業所所在地 申請者氏名 摘要  
 鳥取県知事登録 (と) 第四〇一号 昭三六、九、七 中 田 組 鳥取市東品治町二四五 中田 一雄 土木工事

鳥取県告示第五百三十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年九月二十二日

登録番号	登録年月日	名 称	鳥取県知事	石 破 二 朗	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘 要
鳥取県知事登録 (と) 第七六五号	昭三六、九、一五	本池 建設	米子市大篠津町一六九〇の一	本池 義光	本池 義光	建築工事	

鳥取県告示第五百三十七号

鳥取市高住、森岡祐太良ほか十四人の者から申請のあった高住土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条の規定により昭和三十六年九月十一日成立した。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八

条第十項の規定により、大鴨土地改良区から次のように役員が就退任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 郎

退任した役員の名及び住所

理 事	早川 忠篤	倉吉市河原町
"	前田 清蔵	福守
"	山本 寿雄	鴨河内
"	森 竹蔵	中田
"	野儀 久市	福山
"	山根 末秋	石塚
"	斉江 義明	上古川
"	斉江 知行	"
"	木田 吉蔵	小鴨
"	高見米太郎	中河原
"	中野 元位	"
"	山本 信二	北野

就任した役員の名及び住所

理 事 早川 忠篤 倉吉市河原町

"	前田 清蔵	福守
"	山本 寿雄	生田
"	野儀 久市	福山
"	熊谷 久市	上古川
"	森 竹蔵	中田
"	斉江 知行	上古川
"	山根 末秋	石塚
"	桑本 米蔵	生田
"	高見米太郎	大鴨
"	山本 信二	北野
"	木田 吉蔵	小鴨
"	大番 寅蔵	岡田
"	桑野 寿治	秋喜

中野 光静 中河原  
昭和三十六年七月三日総代会において選挙の結果、当  
選し八月九日就任、任期三年

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

小 田 大 吉

一日時 昭和三十六年九月二十五日 午後一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題 1 公立学校長人事について

2 その他

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）  
第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開  
催する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

本籍地 米子市道笑町二丁目二〇四

住所地 富士見町二丁目三二

浜 本 豊

二 聴聞の期日

昭和三十六年十月十一日午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署会議室

鳥取県公安委員会告示第二十二号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）  
第五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開  
催する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の住所及び氏名

住 所 鳥取市藪片原町二六番地

村 田 智 恵 子

二 聴聞の期日

昭和三十六年十月十一日午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署会議室

### 公 告

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第  
十三条第二項の規定により施行した昭和三十六年度保母  
試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 郎

全科目合格者

一部科目合格者

富村 幸江	西山 和子	小原 淑子
山本 純子	岩田 花江	森本 弘子
舟木寿美恵	仲矢喜代子	清水 幸子
福沢 倫子		
井上 早苗	三沢 貴子	木村 夏美
安藤満智子	林 美枝	奥山 昌子
芳賀 民子	平井八重子	佐藤 淑子
橋谷美恵子	安藤 幸子	小沢 広子
吉田 礼子	山本すなを	坂田 久枝
上田 芳子	田中 礎江	清水 智照
宮岡佐予乃	井本 節子	山田恵美子

昭和三十六年度クリーニング師試験の合格者は、次のと  
おりである。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 郎

受験番号 氏名

- 一 鷺見 幾雄
- 二 森田 博之
- 三 新井 脩
- 四 金子 稔
- 五 松本 弘
- 六 内田 和利
- 七 児島 博文
- 八 中島 久夫
- 九 玉谷 邦祐
- 一〇 長尾 貢
- 一一 徳田 輝一
- 一二 山本 克行
- 一三 中田 利雄
- 一四 山本小夜子
- 一五 福安 幸光
- 一六 若林 光男

受験番号 氏名

- 二〇 加藤 寿男
- 二一 佐々木秀男
- 二二 秋里 一美
- 二三 森上 弘
- 二四 国政 浩嗣
- 二五 片岡 清邦
- 二六 安田 将之
- 二七 加藤 清二
- 二八 米村 昇
- 二九 市場 弥生
- 三〇 小倉 二郎
- 三一 中井つね代
- 三二 宇山 忠恒
- 三三 浜田 雪次
- 三四 小西 英樹

正 誤

昭和三十六年八月八日付け鳥取県訓令第八号中次の箇

所について誤りがあつたので訂正する。

2 頁 誤 正

タウ	郡家
タエ	郡家

タウ	八頭
タエ	八頭

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
 (定価 一部月極 二〇円(送料共))